

2022年度 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	744,569	保険契約準備金	60,951,264
現 金	69	支 払 備 金	203,782
預 貯 金	744,500	責 任 準 備 金	59,675,536
コ ー ル 口 ー ン	426,706	社 員 配 当 準 備 金	1,071,945
買 入 金 銭 債 権	124,514	再 保 險 借	394
有 価 証 券	63,234,750	社 債	1,263,265
国 債	27,526,011	そ の 他 負 債	4,283,512
地 方 債	905,096	売 現 先 勘 定	1,951,398
社 債	2,029,531	借 入 金	937,308
株 式	10,312,131	未 払 金	175,898
外 国 証 券	19,122,228	未 払 費 用	63,872
そ の 他 の 証 券	3,339,751	前 受 収 益	16,818
貸 付 金	7,794,689	預 り 金	125,233
保 險 約 款 貸 付	437,868	預 り 保 証 金	87,625
一 般 貸 付	7,356,821	先 物 取 引 差 金 勘 定	129
有 形 固 定 資 産	1,723,066	金 融 派 生 商 品	839,853
土 地	1,137,664	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	52,672
建 物	546,152	リ ー ス 債 務	4,268
リ ー ス 資 産	4,124	資 産 除 去 債 務	6,632
建 設 仮 勘 定	21,217	仮 受 金	13,418
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13,907	そ の 他 の 負 債	8,383
無 形 固 定 資 産	187,716	役 員 賞 与 引 当 金	439
ソ フ ト ウ ェ ア	86,049	退 職 給 付 引 当 金	378,333
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	101,666	ポ イ ン ト 引 当 金	8,444
再 保 險 貸	269	価 格 変 動 準 備 金	1,584,428
そ の 他 資 産	1,342,332	繰 延 税 金 負 債	149,863
未 収 金	220,050	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	99,350
前 払 費 用	18,274	支 払 承 諾	62,486
未 収 収 益	301,363	負 債 の 部 合 計	68,781,784
預 託 金	31,905	(純資産の部)	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	108,687	基 金	100,000
先 物 取 引 差 金 勘 定	371	基 金 償 却 積 立 金	1,350,000
金 融 派 生 商 品	247,094	再 評 価 積 立 金	651
仮 払 金	7,765	剰 余 金	506,285
そ の 他 の 資 産	406,820	損 失 填 補 準 備 金	21,282
支 払 承 諾 見 返	62,486	そ の 他 剰 余 金	485,003
貸 倒 引 当 金	△8,530	社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金	351
投 資 損 失 引 当 金	△28,502	財 務 基 盤 積 立 金	221,917
		圧 縮 積 立 金	73,248
		圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	2,961
		別 段 積 立 金	170
		当 期 未 処 分 剰 余 金	186,354
		基 金 等 合 計	1,956,936
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,297,929
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△376,317
		土 地 再 評 価 差 額 金	△56,264
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,865,347
		純 資 産 の 部 合 計	6,822,283
資 産 の 部 合 計	75,604,068	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	75,604,068

(貸借対照表の注記)

1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日、以下「時価算定会計基準適用指針」という)を当期から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を当期の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、一部の投資信託については、従来、取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、当期より、時価をもって貸借対照表価額としております。
2. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
  - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
    - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

  - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
  - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
  - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
  - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
  - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
  - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約

なお、経済価値ベースの ALM の更なる推進を図るため、当期より、責任準備金のデュレーションの計算方法について、経済価値ベースの評価方法に準拠するよう変更しております。この変更による貸借対照表および損益計算書への影響はありません。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
    - (i) 建物  
定額法により行っております。
    - (ii) 上記以外  
定率法により行っております。
- なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
- ロ リース資産
    - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
    - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
  - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
  - (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は1,975百万円(担保・保証付債権に係る額54百万円)であります。
8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日)における特例的な取り扱いを適用しております。

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当期より当社を通算親会社として、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従っております。

16. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が276,550百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が276,550百万円減少しております。

17. 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)の入院給付金等の支払対象を当期中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法)

みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しております。みなし入院以外に係る既発生未報告支払備金については、IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

みなし入院に係る既発生未報告支払備金については、支払事由の発生から請求までに要する平均的な期間を踏まえ、2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方のみなし入院に係る額および新規感染者数、直近2カ月の新規感染者数に基づき算出しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。

当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,604,403百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。

19. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融资取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融资執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

- (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	124,514	126,610	2,096
責任準備金対応債券	110,212	112,309	2,096
その他有価証券	14,301	14,301	-
有価証券(*3,*4,*5)	61,533,783	62,287,921	754,138
売買目的有価証券	744,325	744,325	-
責任準備金対応債券	26,943,793	27,612,412	668,618
子会社株式及び関連会社株式	128,615	214,135	85,519
その他有価証券	33,717,048	33,717,048	-
貸付金(*6)	7,787,622	7,783,432	(4,190)
保険約款貸付	437,717	437,717	-
一般貸付	7,349,904	7,345,714	(4,190)
金融派生商品(*7)	(592,758)	(592,758)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(68,413)	(68,413)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(524,345)	(524,345)	-
社債(*6,*8)	(1,263,265)	(1,221,587)	(△41,677)
借入金(*8)	(937,308)	(897,308)	(△40,000)

(\*1) 貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(\*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(\*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 983,548 百万円、その他有価証券 56,198 百万円であります。

(\*4) 時価算定会計基準適用指針第 24-16 項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、661,220 百万円であります。

(\*5) 時価算定会計基準適用指針第 24-3 項または第 24-9 項を適用した投資信託を含めております。

(\*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(\*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*8) 社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△7,194 百万円であります。

② 満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	98,850	101,398	2,548
	公社債	15,809,355	17,532,201	1,722,846
	外国証券	23,649	24,444	794
	小計	15,931,855	17,658,045	1,726,189
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	11,361	10,910	△451
	公社債	11,003,765	9,956,565	△1,047,200
	外国証券	107,022	99,200	△7,822
	小計	11,122,149	10,066,676	△1,055,473
合計		27,054,005	27,724,721	670,715

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	買入金銭債権	547	551	4
	公社債	2,267,369	2,385,247	117,878
	株式	3,532,662	9,234,086	5,701,423
	外国証券	8,813,491	10,980,287	2,166,795
	その他の証券	834,445	934,837	100,391
	小計	15,448,516	23,535,010	8,086,493
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	買入金銭債権	14,445	13,750	△695
	公社債	1,000,279	958,017	△42,262
	株式	437,305	351,401	△85,903
	外国証券	7,353,018	6,818,269	△534,748
	その他の証券	2,173,691	2,054,902	△118,789
	小計	10,978,739	10,196,340	△782,399
合計		26,427,256	33,731,350	7,304,093

※市場価格のない株式等 56,198 百万円、組合等への出資残高 168,980 百万円は含めておりません。

当期において、318 百万円減損処理を行っております。

なお、株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
買入金銭債権	8,000	2,036	32,848	82,221
責任準備金対応債券	-	2,036	27,779	80,328
その他有価証券	8,000	-	5,069	1,892
有価証券	919,639	6,880,879	9,959,777	32,924,312
責任準備金対応債券	434,529	2,891,158	3,927,100	19,978,477
その他有価証券	485,109	3,989,721	6,032,676	12,945,835
貸付金	871,825	2,498,770	1,945,983	2,034,918
社債	-	-	-	1,263,265
借入金	12,662	3,645	-	921,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 6,789 百万円は含めておりません。

21. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	13,536	765	14,301
その他有価証券	-	13,536	765	14,301
有価証券(*1)	15,792,085	17,067,943	182,698	33,042,727
売買目的有価証券	315,330	428,994	-	744,325
その他有価証券	15,476,754	16,638,948	182,698	32,298,401
公社債	2,366,005	977,259	-	3,343,265
国債	2,366,005	-	-	2,366,005
地方債	-	65,931	-	65,931
社債	-	911,328	-	911,328
株式	9,504,669	80,818	-	9,585,487
外国証券	3,606,079	12,613,296	182,698	16,402,074
公社債	2,722,203	7,037,411	182,698	9,942,314
株式等	883,875	5,575,884	-	6,459,760
その他の証券	-	2,967,573	-	2,967,573
金融派生商品(*2)	1,707	(594,579)	112	(592,758)
金利関連	-	(189,285)	112	(189,172)
通貨関連	-	(406,226)	-	(406,226)
その他	1,707	932	-	2,640

(\*1) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,379,977百万円、投資信託財産が不動産である投資信託39,600百万円であり、当期首残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

(\*2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(単位: 百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当期首残高	975,582	36,203	1,011,785
当期の損益	347,475	△ 4,172	343,302
純損益に計上(*4)	15,563	△ 144	15,418
評価・換算差額等合計に計上(*5)	331,912	△ 4,028	327,883
購入、売却および償還	56,919	7,569	64,488
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当期末残高	1,379,977	39,600	1,419,577
当期の損益に計上した額のうち当期末にお いて保有する投資信託の評価損益(*4)	-	-	-

(\*3) 主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、1,356,157百万円であります。

(\*4) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(\*5)貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

ロ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	112,309	112,309
責任準備金対応債券	-	-	112,309	112,309
有価証券	25,692,306	2,132,493	582	27,825,382
責任準備金対応債券	25,692,306	1,919,522	582	27,612,412
公社債	25,637,882	1,850,302	582	27,488,767
外国証券	54,424	69,220	-	123,644
子会社株式及び関連会社株式	-	212,970	-	212,970
貸付金	-	-	7,783,432	7,783,432
保険約款貸付	-	-	437,717	437,717
一般貸付	-	-	7,345,714	7,345,714
社債(*6)	-	(1,221,587)	-	(1,221,587)
借入金(*6)	-	(881,000)	(16,308)	(897,308)

(\*6)社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル 3 に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連
当期首残高	6,210	452,664	116
当期の損益	426	7,231	△345
純損益に計上(*1)	499	11,600	△345
評価・換算差額等合計に計上(*2)	△73	△4,369	-
購入、売却、発行および決済	△5,871	△277,197	342
レベル 3 の時価への振り替え	-	-	-
レベル 3 の時価からの振り替え	-	-	-
当期末残高	765	182,698	112
当期の損益に計上した額のうち 当期末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	-	△340

(\*1) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(\*2) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

22. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,237,586 百万円、時価は 1,767,428 百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 4,387 百万円であります。

23. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,637百万円であり  
ます。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10,041百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は18,064百万円です。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額は50百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は1,481百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,975百万円減少しております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額は1,236,690百万円です。

25. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,146,588百万円です。

なお、負債の額も同額です。

26. 子会社等に対する金銭債権の総額は119,058百万円、金銭債務の総額は22,238百万円です。

27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	1,060,577 百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	199,868 百万円
ハ 当期社員配当金支払額	209,674 百万円
ニ 利息による増加額	21,174 百万円
ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,071,945 百万円

28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 921,000 百万円が含まれております。また、2023 年 4 月 20 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	800 億円
利率	借入日から当初 10 年間固定金利 以降 5 年間固定金利を 5 年ごとに更新
返済期限	借入日から 30 年後(借入日から 10 年後およびその 5 年後ごとの応当日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により期限前弁済可能)
資金使途	一般事業資金

30. 担保に供されている資産の額は、有価証券 3,056,167 百万円、土地 252 百万円、建物 36 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,959,782 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 1,844,304 百万円および売現先勘定 1,951,398 百万円をそれぞれ含んでおります。

31. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,604,403 百万円であります。

なお、当社は、2023 年 1 月 24 日に、Resolution Life Group Holdings Ltd.に出資する投資事業有限責任組合に対し、10 億米ドルを上限とする出資を行うことを決議しております。当出資により、当社の累計出資額は、最大 16.5 億米ドルとなる見込みです。

32. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 1,137,896 百万円であります。

33. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 132,566 百万円であります。

34. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 322,872 百万円であります。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	618,899 百万円
ロ 勤務費用	26,661 百万円
ハ 利息費用	3,713 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	2,335 百万円
ホ 退職給付の支払額	△35,974 百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	615,636 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	239,463 百万円
ロ 期待運用収益	3,520 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	△3,988 百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,768 百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,495 百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	231,267 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	235,544 百万円
ロ 年金資産	△231,267 百万円
	4,277 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	380,091 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△8,670 百万円
ホ 未認識過去勤務費用	2,635 百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	378,333 百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	26,661 百万円
ロ 利息費用	3,713 百万円
ハ 期待運用収益	△3,520 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,840 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	28,377 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	58.7%
ロ 現金及び預貯金	21.0%
ハ 外国証券	12.4%
ニ 国内株式	4.4%
ホ 国内債券	3.5%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,260百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は 2,133,044 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,199,294 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 83,612 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,294,199 百万円、価格変動準備金 442,055 百万円および繰延ヘッジ損益 175,626 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,028,811 百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△25.0%であります。

37. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日                      2002 年 3 月 31 日

再評価の方法                                      土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

38. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 175 百万円  
であります。

39. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 4,922,263 百万円であります。